

国家公務員制度改革基本法成立までの経緯（平成19年以降）

19. 4 国家公務員法等改正案国会提出

同時に「公務員制度改革について」を閣議決定し、総理の下に有識者懇談会を設置し、公務員の人事制度全般について総合的・整合的な検討を進め、国家公務員制度改革基本法案を次期通常国会に提出することを決定。

19. 6 国家公務員法等改正案成立

①再就職規制の見直し等

各省による再就職あっせん禁止と官民人材交流センターへの再就職支援一元化、退職公務員の働きかけ規制の導入等

②能力・実績主義の徹底

新たな人事評価制度の導入等

→現在、法の施行に向け、政令整備等の準備中。

19. 7～20. 2 「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」（座長：岡村日商会頭）開催。20. 2. 5 総理に報告書提出。

20. 4 国家公務員制度改革基本法案国会提出

20. 6. 6 自民・民主・公明の合意による修正を経て、国家公務員制度改革基本法成立

20. 6. 13 国家公務員制度改革基本法公布・施行

20. 7. 11 国家公務員制度改革推進本部及び同事務局発足

20. 7. 15 第一回本部会合開催
総理より各閣僚に対し改革への協力指示。